

かしょう あかししにんちしょう じょうれい そあん
(仮称) 明石市認知症あんしんまちづくり条例 (素案)

もくじ
目次

だい しょう そうそく だい じょう だい じょう
第1章 総則 (第1条—第3条)

だい しょう し せきむおよ かんけいき かんとう やくわり だい じょう だい じょう
第2章 市の責務及び関係機関等の役割 (第4条—第9条)

だい しょう きほんてきせさく だい じょう だい じょう
第3章 基本的施策 (第10条—第16条)

だい しょう ざっそく だい じょう
第4章 雑則 (第17条)

ふそく
附則

だい しょう そうそく
第1章 総則

もくてき
(目的)

だい じょう じょうれい あかしし い か し
第1条 この条例は、明石市 (以下「市」という。) における

にんちしょう あんしん く きほんりねん
認知症になっても安心して暮らせるまちづくりの基本理念

さだ し せきむなら しみん じぎょうしゃ ちいきそしきおよ かんけい
を定め、市の責務並びに市民、事業者、地域組織及び関係

きかん やくわり あき にんちしょう ひととう かん せさく きほん
機関の役割を明らかにし、認知症の人等に関する施策の基本

じこう さだ にんちしょう ひととう あんしん く
となる事項を定めることにより、認知症の人等が安心して暮

らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

ていぎ
(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、

当該各号に定めるところによる。

(1) 認知症 介護保険法(平成9年法律第123号)第5条

の2第1項に規定する認知症をいう。

(2) 認知症の人等 認知症の人及びその家族をいう。

(3) 市民 市内に居住する者及び通勤又は通学する者をいう。

(4) 事業者 市内において事業活動を行う者又は団体をいう。

(5) 地域組織 協働のまちづくり推進組織、地縁による

団体その他一定の区域に居住する者等により構成される

団体をいう。

(6) 関係機関 認知症に関する医療、介護、支援等に携わ

る機関をいう。

(基本理念)

第3条 市並びに市民、事業者、地域組織及び関係機関(以下

「関係機関等」という。)は、次に掲げる基本理念に基づき、

にんちしょう 安心して 暮らせる まちづくりを すすめる
認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進する
ものとする。

(1) にんちしょう ひととう いこう そんちょう およ にんちしょう ひととう
認知症の人等の意向を尊重し、及び認知症の人等が
そんげん ほ じ
尊厳を保持できること。

(2) にんちしょう ひととう してん た と く にんちしょう ひととう
認知症の人等の視点に立って取り組み、認知症の人等
がその人の じょうきょう おう ひつよう しえん う
状況に応じた必要な支援を受けることができ
しえんたいせい じつげん め ぎ
る支援体制の実現を目指すこと。

(3) にんちしょう たい ただ ちしき りかい ふか
認知症に対する正しい知識と理解を深め、それぞれの
やくわりおよ せきむ にんしき そうご れんけい ささ あ ちいきしゃかい
役割及び責務を認識し、相互に連携し支え合う地域社会の
じつげん め ぎ
実現を目指すこと。

だい しょう し せきむおよ かんけいき かんとう やくわり 第2章 市の責務及び関係機関等の役割

し せきむ (市の責務)

だい じょう し ぜんじょう きてい きほんりねん かんけいき かん
第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、関係機関
とう れんけい つぎ にか せさく そうごうてき すいしん
等と連携しながら、次に掲げる施策を総合的に推進するもの
とする。

(1) にんちしょう ひととう かん かだい にんちしょう ひととう ようぼう
認知症の人等に関する課題、認知症の人等の要望その
た にんちしょう ひととう せいかつ ちいき じつじょう ちょうさおよ
他認知症の人等が生活する地域の実情についての調査及

けんきゅう もと ちいき じつじょう おう にんちしょう ひととう
び研究に基づく、地域の実情に応じた認知症の人等の

しえん かん せさく
支援に関する施策

(2) にんちしょう かん ただ ちしきおよ にんちしょう ひととう たいおう
認知症に関する正しい知識及び認知症の人等に対応す
るために必要な知識又は技能の普及を図るための施策

(3) にんちしょう ひととう ちいき れんけいおよ きょうどう ささ あ
認知症の人等を地域の連携及び協働によって支え合
うまちづくりを推進するための取組及び環境整備に関す
る施策

にんちしょう ひととう やくわり
(認知症の人等の役割)

だい じょう にんちしょう ひととう あんしん く さず
第5条 認知症の人等は、安心して暮らせるまちを築くために、

みづか きぼう おも き どう しおよ かんけいき かんとう
自らの希望、思い、気づいたこと等を、市及び関係機関等に

はっしん
発信するものとする。

2 にんちしょう ひととう ちいき いちいん みづか いし もと
認知症の人等は、地域の一員として、自らの意思に基づき

しゃかいさんか おこな
社会参加を行う。

しみん やくわり
(市民の役割)

だい じょう しみん だれ にんちしょう かのうせい
第6条 市民は、誰もが認知症になる可能性があるものとして

にんしき にんちしょう かん ただ ちしき も りかい ふか
認識し、認知症に関する正しい知識を持ち、その理解を深め、

にんちしょう かん そな つと
認知症に関して備えるよう努めるものとする。

2 市民は、認知症の人等が安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めるため、交流、見守りその他の市民相互の支え合いに取り組むよう努めるものとする。

3 市民は、市及び関係機関等が実施する認知症の人等に関する施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

じぎょうしゃ やくわり
(事業者の役割)

だい じょう じぎょうしゃ にんちしょう かん りかい ふか
第7条 事業者は、認知症に関する理解を深めるとともに、

じゅうぎょういんどう たい ひつよう きょういく おこな にんちしょう ひととう お
従業員等に対し必要な教育を行い、認知症の人等が置かれて
いる状況に応じて適切な配慮を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、認知症の人等が働きやすい環境の整備に努めるとともに、就労の継続に配慮するよう努めるものとする。

3 事業者は、市及び他の関係機関等が実施する認知症施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

ちいきそしき やくわり
(地域組織の役割)

だい じょう ちいきそしき にんちしょう かん りかい ふか
第8条 地域組織は、認知症に関する理解を深めるとともに、

にんちしょう ひと みまも どう ちいき ささ あ にんちしょうよぼう
認知症の人の見守り等による地域での支え合い、認知症予防

かん かつどう こうりゅう いばしょ どう せっきょくてき と
に関する活動、交流ができる居場所づくり等に積極的に取

く にんちしょう ひとどう あんしん く かんきょう せいび つと
り組み、認知症の人等が安心して暮らせる環境の整備に努
めるものとする。

ちいきそしき しおよ た かんけいきかんとく じっし にんちしょうせさく
2 地域組織は、市及び他の関係機関等が実施する認知症施策

およ とりくみ きょうりょく つと
及び取組に協力するよう努めるものとする。

かんけいきかん やくわり
(関係機関の役割)

だい じょう かんけいきかん にんちしょう かん せんもんてき ちしきおよ ぎのう
第9条 関係機関は、認知症に関する専門的な知識及び技能の

こうじょう つと にんちしょう ひとどう お じょうきょう おう
向上に努め、認知症の人等が置かれている状況に応じた

てきせつ ていきょう つと
適切なサービスの提供に努めるものとする。

かんけいきかん にんちしょう かん せんもんてき ちしきまた ぎのう かつよう
2 関係機関は、認知症に関する専門的な知識又は技能を活用

にんちしょう かん ただ ちしき ふきゅうおよ けいはつ おこな
し、認知症に関する正しい知識の普及及び啓発を行うとと

にんちしょう ひとどう しえん じんざい いくせい つと
もに、認知症の人等を支援する人材の育成に努めるものとし
る。

かんけいきかん しおよ た かんけいきかんとく じっし にんちしょうせさく
3 関係機関は、市及び他の関係機関等が実施する認知症施策

およ とりくみ せっきょくてき きょうりょく つと
及び取組に積極的に協力するよう努めるものとする。

だい しょう きほんてきせさく 第3章 基本的施策

ちしき ふきゅうおよ じんざいいくせいとう
(知識の普及及び人材育成等)

だい じょう し だい じょうだい こう きてい にんちしょう ひととう
第10条 市は、第5条第1項に規定する認知症の人等による

はっしん しえん しみん じぎょうしゃおよ ちいきそしき
発信を支援するとともに、市民、事業者及び地域組織が

にんちしょう かん ただ ちしき も りかい ふか
認知症に関する正しい知識を持ち、理解を深めることができ

るよう、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

2 し かんけいきかん れんけい いりょうおよ かいご じゅうじ もの
市は、関係機関と連携し、医療及び介護に従事する者の

にんちしょう ひととう たいおう ひつよう ちしきまた ぎのう こうじょう
認知症の人等に対応するために必要な知識又は技能の向上

を^{はか}図るものとする。

3 し にんちしょう にんちしょう ようせいこうざ
市は、認知症サポーター（認知症サポーター養成講座を

じゅこう にんちしょう かん ただ ちしき も ちいきまた しょくいき
受講し、認知症に関する正しい知識を持って、地域又は職域

で認知症の人等を支える者をいう。以下同じ。)の養成を推進
するものとする。

4 し にんちしょうよぼう かん けいはつおよ ちしき ふきゅう おこな
市は、認知症予防に関する啓発及び知識の普及を行うと

ともに、地域組織等が主体的に実施する認知症予防に関する

かつどう しえん
活動を支援するものとする。

そうきしえんとう
(早期支援等)

だい じょう し にんちしょう そうき はっけん にんちしょう ひととう
第11条 市は、認知症を早期に発見し、また、認知症の人等

そうき ひつよう しえん う そうだんたいせい せいびおよ
が早期に必要な支援を受けられるよう、相談体制の整備及び

じゅうじつ はか
充実を図るものとする。

2 市は、前項の相談を行った者等に対し、その状況に応じ

き め しえん おこな ひつよう せさく こう
て切れ目なく支援を行うため、必要な施策を講じるものとする。

3 市は、前2項の施策を推進するため、地域総合支援センタ

ちゅうしん かんけいきかんそうご れんけいきょうりよくたいせい せいび はか
ーを中心として関係機関相互の連携協力体制の整備を図るものとする。

にんちしょう ひととう しえん
(認知症の人等への支援)

だい じょう し にんちしょう ひととう みぢか ちいき にちじょうせいかつ いとな
第12条 市は、認知症の人等が身近な地域で日常生活を営

ひつよう しえん おこな
むことができるよう、必要な支援を行うものとする。

2 市は、認知症の人等の状況に応じて、適時に、適切な支援

じっし いりょうおよ かいご れんけいたいせいなら しせつ せいび
を実施するため、医療及び介護の連携体制並びに施設の整備

はか
を図るものとする。

3 市は、行方不明となるおそれのある認知症の人を早期に見

ほご かんけいきかんとう れんけい ちいき
つけ、保護するため、関係機関等と連携した地域における

みまも たいせい せいび
見守り体制を整備するものとする。

4 市は、認知症の人が安心して自立した生活を営むことができるよう、認知症の人等の就労、その継続等のために必要な施策を講ずるほか、必要な社会保障制度が確実に提供されるよう支援するものとする。

ちいき およ しゃかいさんか すいしん
(地域づくり及び社会参加の推進)

だい じょう し ちいき ささ あ いしき じょうせい にんちしょう
第13条 市は、地域における支え合いの意識の醸成、認知症
の人等が社会での役割及び生きがいを持って活動することが
できる社会参加の場の確保等、認知症になっても地域の
一員として社会生活を営むことができる社会の実現に向け
て、支援を行うものとする。

2 市は、関係機関等と連携し、認知症の人等に対する支援
活動に意欲のある認知症サポーターが地域で活動するため
に必要な施策を実施するものとする。

せいねんこうけんせいど りようそくしんとう
(成年後見制度の利用促進等)

だい じょう し にんちしょう ひと けんりりえき ほご はか
第14条 市は、認知症の人の権利利益の保護を図るため、

せいねんこうけんせいど りようそくしんおよ しみんこうけんじん ようせい おこな
成年後見制度の利用促進及び市民後見人の養成を行うもの
とする。

かんけいき かんとう じょうほうきょうゆうおよ れんけいきょうか
(関係機関等との情報共有及び連携強化)

だい じょう し にんちしょう かん せさく すいしん かん ひつよう おう
第15条 市は、認知症に関する施策の推進に関し、必要に応

じてかんけいき かんとう じょうほうきょうゆうおよ れんけいきょうか
じて関係機関等との情報共有及び連携強化をするための

きかい もう
機会を設けるものとする。

ひじょうじとう たいおう
(非常時等の対応)

だい じょう し かんせんしょう さいがいとう はっせい じ にんちしょう ひと
第16条 市は、感染症、災害等の発生時における認知症の人

あんぜんかくほ し かんけいき かんとう れんけい ひつよう せさく
の安全確保に資するため、関係機関等と連携し、必要な施策

こう
を講ずるものとする。

だい しょう ざっそく
第4章 雑則

いにん
(委任)

だい じょう じょうれい さだ じょうれい せこう
第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に

かん ひつよう じこう しちょう べつ さだ
関し必要な事項は、市長が別に定める。

ふ そく
附 則

じょうれい れいわ ねん がつ にち せこう
この条例は、令和●年●月●日から施行する。